

鈴鹿市告示第 5 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

なお、予算の要領については、鈴鹿市政策経営部財政課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 2 8 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 令和 6 年度 鈴鹿市一般会計予算
- 2 令和 6 年度 鈴鹿市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 令和 6 年度 鈴鹿市土地取得事業特別会計予算
- 4 令和 6 年度 鈴鹿市介護保険事業特別会計予算
- 5 令和 6 年度 鈴鹿市後期高齢者医療特別会計予算
- 6 令和 6 年度 鈴鹿市水道事業会計予算
- 7 令和 6 年度 鈴鹿市下水道事業会計予算
- 8 令和 5 年度 鈴鹿市一般会計補正予算（第 8 号）
- 9 令和 5 年度 鈴鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 0 令和 5 年度 鈴鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）